

あそびで育つ 輝くさいたまの子



さいたま市幼児教育の指針



さいたま市

この指針においては、「義務教育」や「高校教育」に対して、幼児期の教育を表現する場合に「幼児教育」という言葉を用います。実際の子どもへのかかわりや環境構成については、現場での用法を尊重し、「保育」と表現します。

幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業所、市認定保育施設、その他の保育施設及び障害児通所支援事業所を総称し、「幼稚園・保育所等」と表現します。

幼稚園・保育所等において、子どもの保育に携わっている幼稚園教諭、保育教諭、保育士及び看護師を総称し、「保育者」と表現します。

はじめに

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が始まり、これまで以上に就学前の子どもたちの育ちと学びに対する関心が高まっています。制度や施設・設備に対してはもちろん、幼児教育・保育の質に対しても、保護者をはじめ多くの方が関心を寄せています。このような時代背景を踏まえ、平成31年4月に出された中央教育審議会への諮問事項にも「4 これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等」の1つとして、「幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上」が示されました。

さいたま市では、これまでも乳幼児期の子どもたちの育ちと学びの重要性を認識し、幼児教育のあり方検討会議の提言（平成24年度）に基づいて、幼児教育推進事業を実施してまいりました。平成30年4月より、新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が施行されたことを受け、「さいたま市幼児教育ビジョン」が平成31年3月に満了を迎えた機会を捉え、新たに「さいたま市幼児教育の指針」を策定し、この指針の示す方向性に基づいて、引き続き幼児教育推進事業を進めてまいります。

今回の指針の策定にあたっては、幼児教育・保育の最前線を担う現場の方々的心声を反映させたものとするため、各園へのアンケートを実施するとともに、幼児教育・保育に関する各協会等や保護者、小学校の代表の方にお集まりいただいた「幼児教育推進協議会」、「幼児教育指針等策定部会」を開催し、御意見を伺いながら進めてまいりました。

乳幼児期の子どもたちの育ちと学びに携わる皆様が、ここにお示しする「さいたま市幼児教育の指針」を十分に活用していただき、それぞれの創意工夫を働かせながら「子育て楽しいさいたま市」の実現に向けて共に歩んでくださることを期待しています。

目 次

◆ はじめに	
◆ 第1章 指針策定の趣旨	1
◆ 第2章 国・埼玉県・さいたま市の 幼児教育・保育に関する取組	3
1 国のこれまでの取組	4
2 埼玉県のこれまでの取組	12
3 さいたま市のこれまでの取組	13
◆ 第3章 さいたま市の子どもを取り巻く現状と課題	17
1 さいたま市の人口	17
2 就学前の子どもを取り巻く現状と課題	18
◆ 第4章 さいたま市の幼児教育が目指す 子ども像と行動指針	23
1 さいたま市の幼児教育が目指す子ども像	24
2 目指す子ども像のための4つの視点	27
3 目指す子ども像のための行動指針	29
◆ 資 料	38
1 策定までの経緯	38
2 策定に携わった関係者一覧	39
3 令和元年度幼児教育推進事業	40
4 アンケート調査の結果	41